

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年 5 月20日
【会社名】	三櫻工業株式会社
【英訳名】	Sanoh Industrial Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 竹田 玄哉
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目 2 3 番 2 3 号
【電話番号】	0 3 (5 7 9 3) 8 4 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 財務本部長 長谷川 貴之
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目 2 3 番 2 3 号
【電話番号】	0 3 (5 7 9 3) 8 4 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 財務本部長 長谷川 貴之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2019年4月17日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生に関する臨時報告書を提出しておりますが、当該臨時報告書の記載事項のうち、見込み額でありました損失の計上額が確定しました。よって金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

1【提出理由】

2【報告内容】

- (1) 当該事象の発生年月日
- (2) 当該事象の内容
- (3) 当該事象の損益に与える影響額

3【訂正内容】

訂正箇所は____を付して表示しております。

1【提出理由】

(訂正前)

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(訂正後)

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

(訂正前)

平成31年4月12日

(訂正後)

2019年4月12日

(2) 当該事象の内容

(訂正前)

業績の低迷が続いている国内事業部及び当社子会社であるGeiger Automotive GmbH等において、業績動向を踏まえ当初策定した計画の見直しを行い、回収可能性を慎重に検討した結果、固定資産の帳簿価額を回収可能な水準まで減額させる必要が生じたことから、平成31年3月期第4四半期において減損損失を特別損失として計上する予定です。

(訂正後)

業績の低迷が続いている国内事業部及び当社子会社であるGeiger Automotive GmbH等において、業績動向を踏まえ当初策定した計画の見直しを行い、回収可能性を慎重に検討した結果、固定資産の帳簿価額を回収可能な水準まで減額させる必要が生じたことから、2019年3月期第4四半期において減損損失を特別損失として計上いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

(訂正前)

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象により、平成31年3月期の連結財務諸表における減損損失は4,200百万円となる見通しです。

(訂正後)

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

(連結)

当該事象により、2019年3月期の連結財務諸表において、減損損失5,311百万円を特別損失に計上いたしました。

(個別)

当該事象により、2019年3月期の個別財務諸表において、減損損失1,586百万円を特別損失に計上いたしました。

以上